

※ さいたま市から転出される皆様へ ※

さいたま市在住中は、本市発展のためご協力をいただき誠にありがとうございました。
 新しい住所地にお住まいになられましたら、住み始めた日から14日以内に次のものを添えて
 市区町村役場に転入届をしてください。（正当な理由がなく届出をしない場合は、過料を科せられることが
 ありますのでご注意ください）

【転入届に必要なもの】

- ◎ 転 出 証 明 書 (注)
- ◎ 届 出 人 の 印 鑑
- ◎ 個人番号カード
- ◎ 在留カード・特別永住者証明書
(外国人のみ)

※転入先市区町村で本人確認書類の提示を求められる
 場合があります

(注) さいたま市で「住民基本台帳カード」又は「個人番号カード」を利用した転出届をされた方には、転出証明書は交付されません。転入先市区町村には、必ず「住民基本台帳カード」又は「個人番号カード」を持参してください。

- 「転出証明書」に記載してある新住所等が変更になった場合でも、転入先市区町村にこの「転出証明書」を提出してください。
- 都合等で転出しなくなった場合は、速やかに「転出証明書」を持参の上、転出取り消しの手続きをしてください。
- 転出手続き後、転入の手続きが完了するまで、転出予定者及び同一世帯員の方は窓口と郵送でのみ証明書の請求を受付けております。
- さいたま市から転出する方で下記に該当する場合は、次の手続きも必要になります。

	さいたま市での手続き	新住所地での手続き
印鑑を登録している方	<ul style="list-style-type: none"> ◆転出（予定）日をもって自動的にさいたま市の登録がなくなります。印鑑登録証（カード）をお返しください。 ◆転出予定者が、予定日前日までに印鑑登録証明書を必要な場合は、登録証（カード）と「転出証明書」を添えて請求することができます。 (注) さいたま市で住民基本台帳カードや個人番号カードを利用した転出届をされた方は、「転出証明書」を添える必要はありません。 <p>《区民課》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇新たに、印鑑登録の手続きをしてください。 ◇詳しくは、新住所地の市区町村役場へお問い合わせください。
住基カード・個人番号カードをお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ◆さいたま市での手続きは必要ありません。 <p>《区民課》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇継続利用を希望する方は転入地市区町村でお手続きしてください。 ◇詳しくは、新住所地の市区町村役場へお問い合わせください。
国民年金に加入している方	<ul style="list-style-type: none"> ◆さいたま市での手続きは必要ありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇年金手帳を持参してください。
国民年金を受給している方	<p>《保険年金課》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇年金証書（国民年金・厚生年金）を持参してください。
国民健康保険に加入している方	<ul style="list-style-type: none"> ◆転出手続きの際、国民健康保険証を持参してください。 ◆保険税については、加入していた月数に応じて精算していただくことになります。 <p>《保険年金課》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇新たに、加入手続きをしてください。 ◇すでに加入している世帯に転入する場合は、その世帯の国民健康保険証を持参してください。 ◇詳しくは、新住所地の市区町村役場へお問い合わせください。
後期高齢者医療を受給している方	<ul style="list-style-type: none"> ◆県外へ転出される方は「負担区分証明書」を受領してください。 ◆障害認定、特定疾病認定を受けている方は、各認定証明書を受領してください。 <p>《保険年金課》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇「後期高齢者医療被保険者証」を持参し、新たに手続きをしてください。（さいたま市に返却された方は除く） ◇県外へ転出される方は、「負担区分証明書」（障害認定証明書、特定疾病認定証明書）も持参してください。

	さいたま市での手続き	新住所地での手続き
子育て支援, ひとり親家庭等, 心身障害者医療を受給している方	◆受給資格証を持参のうえ, 受給資格喪失届を提出してください。 《保険年金課》	◇新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。※「所得証明書」が必要になる場合があります。
児童手当を受けている方	◆受給事由消滅届を提出してください。 《支援課》	◇詳しくは, 新住所地の市区町村役場へお問い合わせください。
転校の手続き	◆転出手続きの際に交付される「転出学通知書」を在学中の学校へ提出し, 「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受領してください。 《区民課及び学事課》	◇転入届の際に交付される「就学指定校通知書」と, 左記の「在学証明書」「教科書給与証明書」を指定された学校に提出してください。
さいたま市に土地・家屋を所有している方	◆通知書の送付先を転出先以外にしたい場合(単身赴任など)は送付先変更届を提出してください。詳しくは北部(南部)市税事務所(受付は市税の窓口でもおこないます。)にご確認ください。 《市税の窓口(大宮区と浦和区は市税の総合窓口)》	◇新住所地での手続きは必要ありません。通知書の送付先を変更致しますので, 住所の変更がありましたらその都度さいたま市の課税課へご連絡ください。
原動機付自転車(125cc以下)を所有している方	◆ナンバープレート・印鑑・標識交付証明書を持参のうえ, 廃車届をし「廃車証明書」を受領してください。 《市税の窓口(大宮区と浦和区は市税の総合窓口)》	◇「廃車証明書」等を添えて手続きをしてください。 ◇詳しくは, 新住所地の市区町村役場へお問い合わせください。
65歳以上の方	◆転出手続きの際, 「介護保険被保険者証」をお返してください。 ◆保険料については, 月割りで算定し直した「介護保険料変更通知書」を後日送らせていただきます。 《高齢介護課》	◇詳しくは, 新住所地の市区町村役場へお問い合わせください。
要介護認定・要支援認定を受けている方	◆「介護保険受給資格証明書」を受領してください。(「転出証明書」と共にお渡しいたします) ◆転出先が介護保険施設である方は高齢介護課にて手続きをしてください。 《高齢介護課》	◇「介護保険受給資格証明書」を添えて, 14日以内に要介護認定申請をしてください。 ◇詳しくは, 新住所地の市区町村役場へお問い合わせください。

◎ お問い合わせ ◎

西区役所 (代) 622-1111	桜区役所 (代) 858-1111
北区役所 (代) 653-1111	浦和区役所 (代) 825-1111
大宮区役所 (代) 657-0111	南区役所 (代) 838-1111
見沼区役所 (代) 687-1111	緑区役所 (代) 874-1111
中央区役所 (代) 856-1111	岩槻区役所 (代) 790-0111

※上記担当課又は支所にてお問い合わせください。